

Title	マックス・ウェーバーと「半大統領制」
Sub Title	Max Weber and "the semi-presidential government"
Author	坂入, 久也(Sakairi, Hisaya)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2007
Jtitle	哲學 No.118 (2007. 3) ,p.111- 139
JaLC DOI	
Abstract	Max Weber proposed the "Reichspräsident" i. e. Semi-Presidential Government (1919) for the democratization of the German political structure. His plan was based on "Parteiführertum" i.e. two party system with strong party discipline, and aimed at the stable party cabinet. Its precondition was the President had to be the party leader of the major party. He foresaw that the Republic would be suffered from an unstable coalition cabinet because of the polarized multiparty system. But in the Weimar Republic, the president was assumed the roll of counterbalance to the Parliament. Weber's plan was almost materialized 1962 in the Fifth French Republic, the neighboring state.
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000118-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

— 投稿論文 —

マックス・ウェーバーと「半大統領制」

— 坂 入 久 也* —

Max Weber and “the Semi-Presidential Government”*Hisaya Sakairi*

Max Weber proposed the “Reichspräsident” i. e. Semi-Presidential Government (1919) for the democratization of the German political structure. His plan was based on “Parteilührertum” i.e. two party system with strong party discipline, and aimed at the stable party cabinet. Its precondition was the President had to be the party leader of the major party. He foresaw that the Republic would be suffered from an unstable coalition cabinet because of the polarized multiparty system. But in the Weimar Republic, the president was assumed the roll of counterbalance to the Parliament. Weber’s plan was almost materialized 1962 in the Fifth French Republic, the neighboring state.

* 藤蔭高等学校教諭

はじめに

M・ウェーバーの政治思想については、W・J・モムゼンが『マックス・ウェーバーとドイツ政治』（1959年）で一つの像を提示して以来、活発な論争が引き起こされた⁽¹⁾。それはウェーバーが1919年議院内閣制の立場を棄て、カリスマ的な「人民投票制的大統領制」の採用を主張したことの解釈をめぐるものである。モムゼンはこれを「反議会主義」・「反政党主義」ととらえ、指導者選択の重視、ことに「カリスマ的正当性」と「非日常性」の重視が、後にシュミットの「例外状態」・「憲法の番人」論によって拡大解釈され、大統領独裁、さらにはナチス支配への心理的準備をしたと主張した。

正統派ウェーベリアンからは、モムゼンの主張の極端さに対して反論がなされた。ウェーバーの構想は大統領独裁ではなく、ワイマール憲法の起草者H・プロイスと同様、大統領権力と議会権力との一定のバランスを取ることであったと。もちろんウェーバーが大統領により重心を置いたのに対し、プロイスはより議会に重心を置いていたという違いはあるが、しかし議院内閣制の崩壊→大統領独裁→ヒトラーへの合法的政権授与という経過において、その原因の一つに「半大統領制」による内閣と大統領という行政権の二分割、そして大統領の非日常権限の肥大化が挙げられるだけに、モムゼンの問題提起の基本的正しさは正統派も認めざるをえず、モムゼンの主張を正面から反駁しえなかった。しかし論争当時、ウェーバーが主張した「半大統領制」は、ワイマール共和制のみが歴史研究の素材となっており、またモムゼンによってウェーバーの思想を体現しているとされたフランス第五共和制は、始動をはじめたばかりで評価が定まっていなかった⁽²⁾。

第五共和制が定着し、「半大統領制」に関する研究も蓄積された今、この点からウェーバーの政治思想を改めて問い直すことが本稿の課題であ

る⁽³⁾。その際、ウェーバーの政治思想の特異性は、ワイマール憲法をめぐるH・プロイス、C・シュミット、H・ケルゼンといった憲法学者との異同で明らかにされるであろう。

1. 「真の議院内閣制」論

ワイマール憲法導入当時、一方でイギリスでの安定した議院内閣制、他方でフランスでの不安定な第三共和制の議院内閣制が対比され、その原因の解明がドイツ国法学の課題であった。モンテスキューの「三権分立論」以来、政治機構の伝統的分類は、「力学的な力の均衡」という自由主義的な権力分立論を理論的基礎としていた。この権力分立は単なる権力分割や機関の配分ではなく、各機関の存立を根拠づける正当性の分立である。R・レズロープの「真の議院内閣制」論もその一種であり、ドイツ国法学の思考枠組みに多大の影響を与えた⁽⁴⁾。

レズロープによれば、「真の議院内閣制」は立法権＝議会と行政権＝内閣との均衡であり、大統領制は立法権と行政権との分立である。これに対して正当性の立法権への集中が「議会絶対主義」である。

「真の議院内閣制」論では、立法権と行政権との間に立って、均衡させる役割を果たすのが「中性権力」としての国家元首である。国家元首は、解散権と首相指名権とによってこの役割を果たす。これにより、人民には選挙で自らの意思を代表する機関を支持する可能性が与えられる。議院内閣制の理想的モデルは、イギリスやベルギーのように、君主が国家元首として、議会に対して自立的権威を保持しているところである。ところがフランスのように国家元首が議会から選出される大統領制では、大統領は議会に対して解散権を行使しえず、行政権の立法権への隷属、「議会絶対主義」が生じている。ここでは人民は沈黙させられ、その意思表示の手段が奪い去られている。

レズロープ理論において、君主は「中性権力」の担い手として、重要な

役割を与えられた。しかし実際政治の運用上では、君主は尊厳的部分として形式的権限しか持たず、首相が実質的権限を保持していた。いわばレズロープの理論は、もはや20世紀には存在しない前世紀の議院内閣制であった。ところがそれゆえにこそ、レズロープの理論はいまだ立憲君主制の影響下にあったドイツの国法学者に格好の理論的武器を与えたのである。

H・プロイスは、レズロープの「真の議院内閣制」論の思考枠組みをそっくり受け継いだ⁽⁵⁾。ただしプロイスは、国家元首と議会を同格の機関とした。国家元首が議会に対して独自に権威を持つためには、議会から選出されるのではなく人民投票によって選出されねばならない。そして国家元首には、君主と同様の権限（解散権と首相指名権）が与えられる。そして国家元首と議会とを調整・仲介する機関が内閣である。しかし両者を調整・仲介するはずの内閣は、それ自体自立した権限をもたず、国家元首あるいは議会に（特に国家元首に）引っ張られる可能性があった。というのも国家元首と議会の同格が提唱されたにもかかわらず、国家元首の方に権限のウェイトが置かれているからである。国家元首の首相指名は、首相が議会に信任されるだけでよく、首相が議員の中から選出されることには拘束されなかった。また議会解散権についても、解散後の総選挙の結果がどうであろうと、大統領がその地位を辞すことは考慮に入れられていなかった。その意味でプロイスの憲法案は、ドイツ「立憲君主制」の二元主義的特徴、つまり君主主義の優位のもとでの君主主義と民主主義の妥協的性格をそのまま継承していたといえよう。

大統領はその正当性の根拠が君主主義から民主主義に変わったとはいえ、それは「議会絶対主義」に対する対抗軸、つまり「中性権力」の担い手として、政党や議会の影響の外に立ち、その利害から超然とした、かつての皇帝の地位を連想させるものであった⁽⁶⁾。

後に議院内閣制の危機、つまり行政権の弱体化や不安定性が生じたと

き、「権力均衡思想」の認識枠組みからは対応策としては、国家元首の権力拡大の方向しか出てこない⁽⁷⁾。プロイスの関心が、「権力均衡思想」の立場から、憲法規範にあり憲法現実には及ばなかったのに対し、ウェーバーの主たる関心は「政党システム論」としての「政党指導者制」の立場から、まさにこの憲法現実、憲法の作動条件にあった⁽⁸⁾。

2. 正当性根拠としての「指導者民主制」

ウェーバー政治論をめぐる論争で焦点となったのが「指導者民主制」の正当性根拠である。『支配の諸類型』では、「指導者民主制」は「カリスマの没支配的な解釈がえ」における過渡的類型、つまり「人民投票的支配」の一類型とされた。典型例はナポレオンの「純粹カエサル主義」=「革命的独裁制」であるが、類型化に際して、正当化の手段として人民投票を使う支配として拡張された。したがって「古典古代および近代の革命の独裁者たち」から、その事実上の人民投票のゆえに近代国家における「政党指導者制」まで含む広範な概念となってしまった⁽⁹⁾。先のモムゼンの主張は、この広範な「指導者民主制」概念の一方の極、殊にカリスマ的正当性根拠の強調に立脚しているのである。

ところがほぼ同時期に書かれた『職業としての政治』においても「指導者民主制」、特に「政党指導者制」が述べられていが、まるで正反対の性格が与えられている。ここで「指導者民主制」が出てくる文脈は、正に「ドイツ革命」の最中にありながら、このようなカリスマ的指導者とその軍事的組織や暴力行使の組織が否定された後である。

ここでわれわれが問題にしているのは、このような暴力行使の組織ではなく、投票市場における政党の地道で「平和的な」選挙運動を通して権力を握ろうとする職業政治家である⁽¹⁰⁾。

歴史的類型学をめざす『経済と社会』と政治的实践を扱う『政治論文集』におけるウェーバーの問題関心の違いが、同時期に同じ「指導者民主制」を扱いながら、その記述の差を生み出しているといえよう。

D・ビーサムは、ウェーバーの『政治論文集』を「現代政治理論」=「政治学」として評価した⁽¹¹⁾。政治論文集は「変革の可能性」を実践的課題としているため、その分析枠組は、ある特定社会における社会的・政治的諸集団の相互作用を把握する必要がある。つまり経済と社会階層との関係、社会構造と統治形態との関係、指導と社会状況との関係といった問題を扱っている。これに対し『経済と社会』は、支配と秩序の一般的・超歴史的諸類型の構成に関心が置かれており、「支配の社会学」も、専らこの観点から取り扱われねばならない、と。

「指導者民主制」はこれまでこの類型学の観点からする正当性の側面のみが論争の過程でクローズアップされ、肝心の「現代政治理論」=「政治学」としての側面が無視されてきたといえよう。

G・サルトーリは、この辺の事情を「政党システム論」という対象に即して、よりの確に説明している。サルトーリは『政党の社会学』の歴史を次のように振り返っている⁽¹²⁾。ウェーバー以前の政党論の問題関心は、「政党なきデモクラシー」や「政党内デモクラシー」であり、政党の内部に潜む非民主的・寡頭制的性格を暴露した。しかしそれは、「一つのサブシステムとしての政党が、デモクラシーの理論と実践に侵入してきた方法には関心をもっていなかった」。「政党に起因する政治システムとしてのデモクラシー」や「政党に基礎を置く政治システムとしてのデモクラシー」の創始者はM・ウェーバーであった。ところがウェーバー自身、政党を「類型学」=「誤解を招きやすい歴史的パースペクティブ」のなかに置いたために、自ら混乱の原因をつくり、近代政党の独自性を相対化させてしまった、と。

本稿で対象となるのは、「革命的な独裁制」としての「指導者民主制」

ではなく、「政党システム論」としての「指導者民主制」である。つまり解明されるべき課題は、「指導者民主制」の類型学上の「正当性」ではなく、「指導者民主制」を支える「政党システム」である。この「政治学」の側面こそ、法律的＝形式的理論を主眼とし、「政党無視」ないし「反政党的態度」ゆえに、危機に陥ったドイツ国法学に代わって有効な理論的武器となるはずのものであった。

ウェーバーは一連の政治論文で「国家意思形成の技術」を扱ったが、その際の課題は、「選挙法の民主化」と「安定し強力な行政権」とをいかに有効に結びつけるかであった。ウェーバーは民主制について「指導者民主制」と「指導者なき民主制」という二つの理念型を導入したが、先に述べたように正当性の類型学上の記述が僅かに残されているのみで未完成のままである。したがって概念の明確化のために、行政権＝内閣の構成原理および民主化の適用範囲という二つの面から、「民主制」の理念型を補うことが有効であろう。

行政権＝内閣の構成は「単一支配制原理」と「合議制原理」という対照的な組織原理に基づいている⁽¹³⁾。単一支配制原理は次のような特徴を持つ。①決断の迅速性・指導の統一性、②責任の一義性・単独責任である。これに対して合議制原理は①考量の徹底、②責任の分散という特徴をもつ。この二つの構成原理の選択は、地理的大きさ、人口の多寡に規定される。「大衆国家」である限りは、「単一支配制原理」が、「小国」であれば「合議制原理」が適合的であるとされた。

他方、民主化＝平等選挙法（多数代表制あるいは比例代表制）は、基本的には立法権＝議会の民主的選出により「議会までの民主化」を目指すものである。しかし民主化は、条件によっては、大統領や首相など行政権担当者の選出をも意味しうる（「行政権までの民主化」）⁽¹⁴⁾。

「指導者なき民主制」が、「議会までの民主化」と「合議制原理」との結びつきであるのに対し、「指導者民主制」は「行政権までの民主化」と

「単一支配制原理」との結びつきである。さらに「指導者民主制」は、「議会までの民主化」を排除した「行政権のみの民主化」＝「革命的独裁制」と「単一支配制原理」との結びつきをも意味しうる。このように正当性の類型学上の分類は同じでも、民主化の理論からすれば相対立する二つの概念が「指導者民主制」には含まれている。そこで「指導者民主制」を二つの下位概念に区別したい。一方は「行政権までの民主化」＝「政党指導者制」。他方は「議会までの民主化」を排除した「行政権のみの民主化」＝「革命的独裁制」である。先に述べたように、後者はウェーバーが『職業としての政治』で考察の対象外とした体制である。

この区別を踏まえて、ウェーバーの政治論の課題を言い換えれば、次のようになろう。すなわち、不可避となった民主化を前提として、民主化が一方で「指導者なき民主制」＝合議制的な「議会までの民主化」にとどまらず、他方でカエサル主義的な「革命的独裁制」＝「行政権のみの民主化」となる危険性を避けつつ、単一支配制的な「政党指導者制」＝「行政権までの民主化」を可能にする統治形態および政治制度的上の条件は何か、である。

3. 「政党システム論」としての「政党指導者制」

ウェーバーは、「行政権までの民主化」の意味での「政党指導者制」を実現する統治形態として、イギリス型議院内閣制およびアメリカ型大統領制を考えていた。しかし民主化が「行政権までの民主化」まで実現されるかどうかは、統治形態や行政権と立法権との憲法上の権限配分の問題だけに依存するのではなかった。同一の議院内閣制の統治形態をとりながら、イギリス議会の精神はフランス議会の精神は非常に違ったものであった⁽¹⁵⁾。ウェーバーはその原因を憲法外の要因、特に政党組織および政党システムに求めた。というのも立法権・行政権の機能は、政党の任意主義的な介入なしには説明できないからである。

すなわち、政治的に受動的な市民に対して候補者や綱領を呈示し、議会内での妥協や投票によって行政のための規範を作り、行政そのものを統制し、自分たちの信任によって行政を支持し、また、選挙において多数を獲得することに成功した場合には、信任を永続的に拒否することによって、行政を顛覆する、というような活動を行なうのは政党なのである⁽¹⁶⁾。

こうしてウェーバーは、ワイマール憲法ではわずか一箇所では言及されなかった政党組織および政党システムを、統治形態に不可欠の主角として、政治理論の中心に据えたのである。これまで権力分立の観点から分類されてきた統治形態は、政党組織および政党システムの観点から新たに分類され直すことになる。

アメリカ型大統領制では、大統領はもともと「単独制官吏」であり、「単一支配制原理」に基づいている。しかし、当初、その選出過程は大統領選挙人団による間接選挙であった。ところが政党の介在により、大統領選挙は、直接選挙化し、人民投票化した。しかも「単独制官吏」の指名という法技術的理由から単一軸をめぐる対立を強いるため、二大政党制の「マシーン」が早くから実現した⁽¹⁷⁾。

他方、イギリス型議院内閣制では、政党が二つでしかも議員の選出が政党規律によって議員の所属政党の選択とその党首の選出に直結するため、大統領制と同様、首相の事実上の直接選出が可能となった。しかも議会＝立法権の多数派が結束した与党として内閣＝行政権を支持するため、内閣＝行政権は安定し一貫した政策を実施できる⁽¹⁸⁾。この点、立法権と行政権が分立したアメリカ型大統領制でも、大統領＝行政権の多数派と下院＝立法権の多数派が一致した場合は、安定し強力な行政が可能である。アメリカ型大統領制およびイギリス型議院内閣制の両統治形態に共通しているのは、規律ある大衆政党と二大政党制の政党システムである。

この政党システムのもとで、行政権と立法権は一体化し、「権力分立」は有名無実化する。従来の三権分立の見方に立てば、イギリス首相やアメリカ大統領は、まさに「選挙戦の独裁者」と呼ぶにふさわしい存在となる。野党はこれに対し、与党の政策に対する批判に限定される⁽¹⁹⁾。伝統的な三権分立論では別々の類型に挙げられてきたイギリス型議院内閣制とアメリカ型大統領制は、ウェーバーにおいては「政党指導者制」として、同じ類型に挙げられるのである⁽²⁰⁾。

これに対し、「指導者なき民主制」は規律のない名望家政党と多党制に基づいている。選挙民は議員を選出するのみで、首相の選出は議員に任せられる。ここでは民主化は「立法権までの民主化」ととどまる。フランス第三共和制は「指導者なき議院内閣制」の典型例とされ、他の同時代の国法学者同様ウェーバーにとっても、否定すべき体制であった。しかし、それは権力均衡の欠如つまり「議会絶対主義」のためではない。逆に多党制と「名望家政党」に立脚するがゆえに、「議会絶対主義」という言葉とは裏腹に議会権力は分散し、弱体であったからである⁽²¹⁾。

名望家段階の政党は、それぞれの議員＝地方名望家が独立した選挙地盤を持っており、議会で意見を同じにする議員同士の集まり、つまり「院内政党」であった。政党規律はなく、政党としてのまとまりに欠け、議員の離散集合がたびたび生じ、非常に不安定であった。こうした政党から構成される行政権＝内閣は、単独政党が内閣を構成したとしても個々の議員の利害で内部から容易に崩壊した。また単独で過半数を制する政党がない場合は連立政権になり、政党間の政策の調整という要因が加わるため、なおさら一層容易に崩壊しえた。こうした内閣の不安定さは、一貫し責任ある政策の実施を困難なものにした。

また内閣の形成過程は、〈選挙→議員選出→政党間の協議→首相選出〉となるため、選挙民の意思は、必ずしも首相選出と結びつくとは限らない。政党間の協議は、選挙民には見えないところで行なわれるため、議会

の陰謀、裏取引として非難された。しかも院外政党が未発達なため、大衆の組織化ができず、重大な政治的危機の際には、未組織の大衆が「街頭の民主制」と化し、議会外・政党外のカエサル主義的指導者と合体し「革命的独裁制」、「カエサル主義的なサーベルの支配」を呼び出す可能性がある。

すなわち「指導者なき民主制」と「革命的独裁制」は、不信任投票とか大臣弾劾とか、フランス・イタリア式の無組織な議会政治に見られる議会不信・政党不信の産物である。ウェーバーが「指導者なき民主制」を批判したのは、それが引き起こすこのような政治的結末を予見してのことであった⁽²²⁾。

「政党指導者制」が「立法権までの民主化」と「行政権までの民主化」を同時に実現しようとするのに対し、「革命的独裁制」は「立法権までの民主化」を切り捨て「行政権のみの民主化」を実現しようとする。「政党指導者制」と「革命的独裁制」とを区別するものは、「諸政党の緊密な組織」である。「政党指導者制」において政党指導者の「支配の極大化」をもたらすのが大衆政党なら、またこの人民投票化した政党指導者の排斥と交代を、「内政上の破局なしに」行なうのも大衆政党であり、複数の大衆政党の存在による平和的政権交代の可能性は「市民の自由」の実質的保障であった⁽²³⁾。

ウェーバーにとって「一党制」とは形容矛盾であり、ナチス一党独裁体制そのものは予見できなかった。しかしながらナチスの突破は、その前段階として、ワイマール体制の「権力喪失」や「権力真空」なしにはありえなかったことを考えると、ナチス前の「大統領内閣」すなわち「革命的独裁制」と「街頭の民主制」の出現を理論的に予想することで、間接的ながらナチス体制を予見していたといえよう⁽²⁴⁾。

4. 「政党指導者制」のドイツへの適用

ウェーバーはドイツの政党の現状を、名望家政党による多党制と見ていた⁽²⁵⁾。ブルジョア政党と保守政党は、名望家政党の段階にあり、大衆政党たる社会民主党と中央党は世界観政党である。選挙権の民主化により、政党組織はいずれ名望家政党から大衆政党へと転換せざるをえない。しかしそれでも基本的な政党数は4~5にはなるだろう。しかも第二帝政は連邦国家で、歴史文化上それぞれ個性を持ち、人口・面積の点で大小様々な邦から構成されていた。

したがってウェーバーの政治制度改革の具体的課題は、一方で「政党指導者制」=規律のある二大政党制（あるいは二大ブロック化）そして他方で「連邦主義」を、同時に実現しうる統治形態の探求であった。

ウェーバーが模範とした統治形態は、イギリス型議院内閣制およびアメリカ型大統領制である。イギリス型議院内閣制は、ドイツの連邦主義的構成、ことに連邦参議院を無力化しないことには不可能であった。しかしウェーバーは連邦主義に加担しつつも、連邦主義と議院内閣制とを両立させようとした。それが「連邦参議院の議会化」構想である⁽²⁶⁾。

第二帝政では、連邦参議院が国権の最高機関であり、帝国議会の宰相とその大臣は、プロイセン邦の代表として連邦参議院に出席した。ことに宰相は、憲法上のプロイセン覇権により、連邦参議院議長として、最終決定を下しうる政治的な地位にあった。ウェーバーの構想は、連邦参議院を一種の拡大された内閣と見立てて、そこに帝国議会の政党指導者を各邦の代表として派遣するというものであった。

連邦参議院に、各支邦の議会人ばかりでなく、少なくとも帝国議会政党の代表者もまた出席するならば、諸政党の全国的規模での結合がみられることになり、それによって政党内部の地域的な食い違いは大幅

に調整される⁽²⁷⁾。

すなわち連邦参議院を舞台として、帝国議会諸政党の大衆政党化、組織の中央集権化さらには政党同士のブロック化、を促進しようとした。こうして連邦参議院は、これまでの非党派的代表の合議体から、帝国議会諸政党の合議体へと変換される。プロイセン覇権は「プロイセン首相」=「帝国宰相」=「連邦参議院議長」という三位一体の形で憲法上・慣例上規定されていたが、帝国議会の政党指導者が「帝国宰相」に就くことにより、「プロイセン首相」=「連邦参議院議長」となり、国権の最高機関たる連邦参議院で、立法・行政にわたる最終決定を下す可能性が開かれる。つまり帝国宰相の「単一支配制原理」を実現する可能性が開かれる。

ウェーバーの「連邦参議院の議会化」構想は、議院内閣制の要件を「行政指導者がまさしく議会の内部から選び出されねばならないという原則」に絞って、連邦主義と両立させたものであった⁽²⁸⁾。そのため議院内閣制の原則である宰相の議会に対する政治責任については、あいまいなまま残された。というのは宰相とプロイセン首相との人的一致のため、対帝国議会責任と対プロイセン邦議会責任という政治責任の二重性が生じるからである。両議会の政党構成が大幅に異なる場合、つまり一方では与党、他方では野党というような場合、二重の政治責任のゆえに、宰相は身動きがとれなくなるという欠点を持っていた。だからなおさら、帝国とプロイセンとの間で必要になる妥協が、帝国とプロイセンの両者に共通する大政党の内部で準備される必要があったのである⁽²⁹⁾。

1918年末、ドイツ革命による君主制崩壊、憲法上のプロイセン覇権の消滅により、「連邦参議院の議会化」構想はその政治制度上の前提を失ってしまった。連邦参議院を重視する限り、イギリス型議院内閣制は断念されることになる。他方、三権分立に立脚するアメリカ型大統領制はドイツの連邦構造に適合的であるため、ウェーバーも一時その導入を考慮してい

た。しかし大統領の選出と共に大量の官僚が新しく任命され交代する「猟官制」は甚だしい浪費であり、敗戦後の合理化が必須となるドイツには不適のように思われた。さらにそうした政治的な官僚制は、職業官僚制にますます取って代わられると見ていた⁽³⁰⁾。こうした職業官僚制の統制は議会のコントロールなしには不可能であり、調査権で武装した議会が引き続き行政権の任免に関与すべきである。

イギリス型議院内閣制もアメリカ型大統領制も断念した後に、ウェーバーが採用したのは「大統領制」と「議院内閣制」との特徴を併せ持つ「半大統領制」であった。これは憲法上の権限を見る限り、H・プロイスの「真の議院内閣制」論で「議会の万能」の対抗として引き出された大統領と非常に良く似ていた。「半大統領制」は、デュヴェルジェによれば、憲法上次のように定義される⁽³¹⁾。すなわち

- ・大統領は普通選挙で選出される
- ・大統領は、かなりの政治的権限を持っている
- ・しかしながら大統領は相手役として、内閣と閣僚を持っている。内閣と閣僚は、議会が彼らに反対しなければ、行政的権力を所有し、官職に留まることができる

しかし憲法上は同じ「半大統領制」に分類されながらも、実践上、大統領の立場は次のようにさまざまでありえた。

- ①名目上の首長
- ②行政の最高の長
- ③大統領と首相との行政権力の分有

このように大統領の実践上の立場が可変的なのは、憲法の内容にではなく、議会多数派の存在の有無、およびこの多数派との大統領の関係に依存しているからである⁽³²⁾。

デュヴェルジェの分類を借りれば、プロイスの主張する大統領の立場は③であり、ウェーバーの主張は②であった。しかもウェーバーは、そのた

めには当時としては唯一人、大統領が、議会多数派の政党指導者でなければならないことを、正確に認識していた。大統領職は、その政党指導者たちの争奪の対象となるよう、最高の政治的権限と政治的責任を伴う「政治的」地位として構成されなければならない。

「プロイセン覇権」の消滅により「帝国宰相」が兼ねていた三重の役割は、それぞれの役職に分裂した。すなわち帝国議会にのみ責任を負う「帝国首相」の役割、プロイセン議会に責任を負う「プロイセン首相」の役割、そして最後に「連邦参議院議長」の役割である。この最後の「連邦参議院議長」の役割こそ、ウェーバーが「大統領」を導入する主要な根拠であった⁽³³⁾。

ウェーバーは、この時点でも連邦主義に立脚していたため、帝国議会よりも連邦参議院に政治的比重を置いていた。帝国議会に足場を持つ帝国首相と、各邦に足場をもつ連邦参議院が政治的に対立したとき、帝国議会に責任を持つ帝国首相は、もはや連邦参議院議長としての裁定権限がない。大統領は、かつて連邦参議院議長の裁定権の代替として、人民投票に訴える権利をもつべきである。

さらにこれに加えてウェーバーは、大統領を独立の政治的権力地位にするために、議会解散権、首相任免権を大統領に与えようとした。これはレズロープによって君主に与えられた「中性権力」としての役割である。「連邦参議院の議会化」構想では、「帝国宰相」が実質的に政治責任を負うものであり、この君主の「中性権力」は形式的・象徴的なものにすぎなかった。

それを大統領制において復活させた点でプロイスと同様に「代替皇帝」論の指摘がされる⁽³⁴⁾。しかしウェーバーにとって、大統領は政党の外に超然として存在する「代替皇帝」ではなく、あくまで政党の中に足場を持つ「政党指導者」でなければならなかった⁽³⁵⁾。「それ故に、ウェーバーは、議会の不信任投票による首相解任制につり合う人民投票制度を要求し

たのであった。すなわち人民発案（例えば選挙民の十分の一）で行なわれるレファレンダムの結果により、何らかの理由の公示なしに解任できるようにすることによって、大統領にその責任を取らせるようにして置くべきである、と要求したのである^(36a)。ウェーバーは大統領に政治的権限を与え、これに伴う政治的責任を求めたが、モムゼンも認めるように、「これは論理的に筋が通っていたのである」^(36b)。

「半大統領制」を採用した理由には、連邦主義という統治構造上の問題の他にも、選挙法の問題があった。社会民主党および民主党は、平等選挙法として、選挙人の意思を議会に正確に反映する「比例代表制」を党是としていた。ウェーバーとF・ナウマンは、それが「多党制」を招き、組閣を困難にするとして批判した。二大政党制の前提は「多数代表制」である。「多数代表制」の勝者総取的性格は、政党数の削減効果により、二大政党制を促しやすいからである。しかしながらウェーバーとナウマンの意見は民主党内でも少数意見で、「比例代表制」は後にワイマール憲法に規定されることになる⁽³⁷⁾。

さらに憲法制定国民会議選挙をめぐる不快な経験も、いまだにブルジョア政党が政党規律の欠如した「名望家政党」の段階にあることをウェーバーに実感させた。すなわちウェーバーは民主党の中央組織から、フランクフルト・アム・マインの選挙区で第一位の指名を承認されたにもかかわらず、地方組織がリスト作成の権限をもっているため、国民議会に選ばれないような地位まで順位を下げられた⁽³⁸⁾。このような名望家政党によって構成される議会からは、不安定な内閣＝「指導者なき民主制」が予想された。

「半大統領制」には、その大統領選での選挙作用のゆえに「多数代表制の代替物」として、次のような効果が期待された⁽³⁹⁾。すなわち名望家政党の大衆政党化、「二大政党化」（「二大ブロック化」）そして世界観政党の国民政党化である。

「もちろんわが国でも人民投票による大統領選挙の結果、厳格な官僚制的政党組織が必ず生まれるだろう。」「なぜなら諸政党は、この選挙運動によって否応なしに国全体にわたって統一的に組織され、協調せざるをえないからである」⁽⁴⁰⁾。

そして大統領の直接選挙は、いわば全国一区とする多数代表選挙で勝者総取りであるため、政党数の削減効果は大きく、各党とも勝つために連合を組まざるをえない。こうして単一の軸をめぐる二大ブロック対立の実現を強いることになろう⁽⁴¹⁾。

またドイツの基本的政党の中には、二つの大きな「世界観政党」である社会民主党と中央党が含まれている。これらの政党を軸に大統領選挙の「二大ブロック化」を計り、併せてこれら「世界観政党」の「国民政党」化が期待できよう。このような大統領選挙をめぐる政党の大衆政党化、二大ブロック化、国民政党化は、議会選挙にも反映し、議会の多党化傾向を修正・緩和するはずであった。「この国民選挙によって民主制的な政党活動は大きく前進し、これが議会にも有効に作用するからである」⁽⁴²⁾。

「半大統領制」における大統領選挙という制度的手段は、イギリス型議院内閣制の歴史的前提たる「多数代表制」が欠如している政治環境で、いかに「行政権までの民主制」を実現するか、という問いに対する解答であった。

ウェーバーの「半大統領制」は、「単一支配原理」という面では、大統領と首相との行政権の二分割という弱点を持っている。ウェーバー自ら認めているように、「大統領の閣僚が—合衆国のそれとは異なって—帝国議会の信任に拘束されるばあいには、議会選出の首相と大統領のいずれが強力かという問題は、状況によっていろいろであろう」⁽⁴³⁾。つまり「単一支配原理」が貫徹するためには、大統領と首相の所属する政党もしくは政党連合が一致する必要があった。一致する限り、大統領は政党指導者として、首相以下の内閣を自己の政党の追随者から構成し、強力な政治的権力

を握ることができる。つまり首相を大統領のいわば参謀総長の地位に追いやることによって、「議会多数派の首長としての権力」に「国家元首の象徴的権力」を付け加えることができる⁽⁴⁴⁾。

これに反して、大統領と内閣の政党もしくは政党連合が一致しない場合、後の第五共和制で現実のものとなる「保革共存（コアビタシオン）」が生ずる可能性がある。大統領の活動は憲法によって付与された権限＝「中性権力」のみに限定され、立憲君主制の君主の役割、つまりプロイスが「真の議院内閣制」論において大統領に割り当てた役割を演ずることになる⁽⁴⁵⁾。

ウェーバーは、上記の「半大統領制」の弱点を承知の上で、大統領選挙をめぐる政党指導者間の選挙戦による「政党指導者制」の実現を、目指したのである。

他方プロイスは、大統領と議会との二元主義的均衡をめざしていた。プロイスの「真の議院内閣制論」から呼び出された大統領は、「議会絶対主義」＝「指導者なき民主制」に対する対抗軸であり、議会の日常的政党活動の外に立つ軸である。プロイスはイギリス型の議院内閣制を目指しながらも、とくに象徴化した権限を「中性権力」として大統領に与えた。ウェーバーの大統領が「政党指導者」＝「厳格な政党支配」を想定した「政治的官職」であるのに対し、プロイスの大統領は、非党派的人物を想定した「非政治的官職」＝「代替皇帝」であった。またプロイスの政党不信は、議院内閣制の要件を大臣の対議会信任だけに限定した点にも伺える。プロイスにとって、大臣は議会の信任があるだけでよく、必ずしも大臣が議員、政党员である必要はなかった。

プロイスの大統領と議会との二元主義的並立は、ワイマール体制の政治的変動の中で「議会主義の危機」を迎え、やがて両極へと分解する。

プロイスの二元主義的均衡のなかで議会の側面を引き継いだのがH・ケルゼンである。ケルゼンにとって、民主制の理念は「指導者がいない」

ことであり、ウェーバーが「指導者なき民主制」、シュミットが「多元的政党国家」と批判した比例代表制に基づく連立内閣を積極的に擁護した。

ケルゼンは、社会的緊張と対立が激化し同質性が喪失したことを、逆に議院内閣制の前提とした。そのためには、「すべての政治集団がその強さに比例して議会に代表され、こうして、事実上の利害状態が議会にさしあたりともかくも表明される」必要がある⁽⁴⁶⁾。したがって選挙制度は多数代表制よりも比例代表制がふさわしいものとなる。議会は、複数の政党を通して組織化された集団の利害が、「少数・多数決原理」により、妥協・調整される場＝「政治的妥協」の場である。さらに政府形成においても、政党間での妥協・調整による政党連合＝連立内閣の方を、二大政党制による単独政権よりも高く評価した。

ウェーバーの「政党指導者制」もケルゼンの「指導者なき民主制」も共に、「立法権までの民主制」と同時に「行政権までの民主制」を構築する試みであった。ウェーバーの「政党指導者制」は、〈多数代表制→二政党制→単独政権〉（議院内閣制の場合）あるいは〈大統領直接選挙→二政党制（二大ブロック化）→単独政権〉（大統領制および半大統領制の場合）の基本図式に基づき、行政権の安定性・能率性・効率性を追求していた。つまり議会での民意の反映の正確さを犠牲にしても「行政権までの民主制」を優先させる試みであった。他方ケルゼンの試みは、〈比例選挙制→多党制→連合政権〉の基本図式に基づき、あくまで「立法権までの民主制」を主とし、「行政権までの民主制」を従とする試みであった。それは政治の能率性・効率性を犠牲にしても民意の正確な反映・代表を徹底させる試みであったと言えよう。

「政党指導者制」も「指導者なき民主制」も民主制の二つの「理想型」として対極的な位置にある。どちらの民主制を適用するか、その国の歴史的・政治的条件によるが、ウェーバーは、「大衆国家」という行政単位の大きさ、規模から、行政権の安定性・能率性・効率性を優先させたのであ

る。

プロイスの二元主義的均衡のうち、大統領の「代替皇帝」論の側面を引き継いだのがC・シュミットである。シュミットは、大統領の独裁＝「憲法の番人」論で、大統領の中性的地位＝超党派性を足場にして、その論理的極限にまで推し進めた⁽⁴⁷⁾。

議会は、教養と知性を持った独立の議員が「公開の討論」を行なう場で、理性による討論の結果が一般意思となった。ところが政党の大衆政党化により議員はその属する政党の代弁者となりさがり、議会は多元的政党国家によって形骸化し、もはや一般意思を実現できる場ではない。多元的政党国家による国家意思の多元化を、根底において統合するような制度が必要になる。それが中性権力の担い手として、諸政党間そして諸機関の調停を行なう大統領である。

中性権力の名の下に、大統領は議会と政党より高次の位置を占める。その中性性は「公平かつ正当な決定を可能ならしめる中性性にほかならず、その社会学的前提をなすのが政党に拘束されない知性なのである」。つまり「中性性」とは言いながら、そこには密かに「反政党制」と「決定」が潜んでいた⁽⁴⁸⁾。

したがって「主権者とは、例外状態における決定者である」というシュミットの定義からすれば、大統領が、中性性のもとにおける「例外状態」の「決定者」＝「主権者」と化すのは論理的必然であった。シュミットの理想とする国家は、伝統的な「官憲国家」であった。すなわち国家とは単なる権力機構ではなく、議会と政党の上であり、対立・抗争・分裂を超えた全体的・超越的なものである。「君主制」がそのイデオロギー的な正当性の根拠であり、「官僚と軍隊」がその実質的な支柱であった。ドイツ革命によって一旦切り離された両者を再結合させることが、「保守革命運動家」たるシュミットの課題であった⁽⁴⁹⁾。

憲法の正当性には、王朝的正当性と民主的正当性が区別される。君主制

なきあと、君主制を再興させようとする試みは問題にならない。「なぜなら今日まですべての王制復古は成功しなかったからである」⁽⁵⁰⁾。したがって人民投票的・民主主義的正当性により、大統領を「代替皇帝」として正当化する必要がある。シュミットによれば、民主制とは、支配者と被支配者の「同一性」である。人民は、現に集合している公的存在であり、「喝采」による意思表示で決定することができる。「喝采」は「一億人の私人の一致した意見」ではなく、国民の意志を「直接的」「公的」に表明するものである。すなわち大統領と人民は、「政党」「議会」を媒介することなく「喝采」によって直接に結びつくことになる。こうして大統領の正当性、つまり「行政権のみの民主制」の名による、議会・政党の合法性の否定、つまり「立法権までの民主制」の排除が可能になった⁽⁵¹⁾。

「憲法の番人」たる大統領は、多元的政党国家から、政治的統一を守る反政党権力である。その独裁の目的は、政党多元主義を回復させることではなく、「反政党的な全体主義」の永続化であり、大衆民主制の状況下で、政党なき行政国家つまり「官僚」と「軍隊」を主体とする「官憲国家」を再び復活させようとする絶望的な実験であった。

ウェーバーとシュミットは、共に議院内閣制の不安定性を克服しようとした。しかしウェーバーとシュミットは、同じ大統領制から正反対の結論を導きだした。ウェーバーは、大統領の直接選挙によって、政党の大衆政党化と二大ブロック化を作り出し、この政党システムを大統領の「日常の」権力基盤としようと試みた。これに対しシュミットは、大統領を、政党を超越した「例外状況」に置くことで政治化し、「非日常的」「非常大権」により政党を消滅させようとしたのである。この意味でウェーバーとシュミットは、多党制の克服そしてそのための大統領制の利用という点では一致しえても、その思考の方向性はまさに正反対であったといえよう。

おわりに

第二次大戦後西ドイツでは、大統領による非常権限がナチスの制覇を容易にしたという反省から、大統領の選出は「連邦会議」による間接的選挙となり、その権限は儀礼的なものに限定された。また首相の権限は「建設的不信任制度」によって強化され、首相を軸とする行政権の一元化がはかられた。小党分立の一原因とされた比例代表選挙は維持されたが、「5%条項」による政党数の削減効果により、多党制は穏健な多党制に移行した。こうして議会での多数派連合に支えられ、「首相民主主義」といわれるほど安定した内閣が可能となった⁽⁵²⁾。

ウェーバーの「半大統領制」の影響が伺えるのは、母国ドイツよりも隣国のフランスにおいてであった。第二次大戦後、フランス第四共和制は、第三共和制同様、小党分立による連合政権が、不安定で煩雑な政権交代を繰り返していた。1958年、植民地問題でド・ゴール将軍を大統領とする第五共和制が発足した。ド・ゴールのねらいは、大統領の仲裁権および非常大権により、党派的对立を超越し国民の高次の利益を実現することであった。ワイマール共和制において、プロイスやシュミットが主張したのと同じ論法である。ド・ゴールは、1962年憲法改正により、大統領選挙を、間接選挙から直接選挙による選出に変更した。これはド・ゴールの政治思想からすれば当然の帰結であった。ところが大統領職が民主的正当性を獲得し政府の実質的な長となると、ド・ゴール自身の思惑とは反対に、大統領職は政治的官職として政党指導者の争奪の対象となったのである⁽⁵³⁾。

この現実政治の進行を、左翼の立場から理論的に支えたのが、M・デュヴェルジェである⁽⁵⁴⁾。デュヴェルジェは、「政党の社会学」研究から、第四共和制が多党分裂し不安定となる原因を分析した。そして両極の政党を排除し、中間の弱小政党が組閣の度に連立を組み直す政党状況を「永遠の

泥沼（マレ）」＝「媒介民主制」と名づけた。これに対し、イギリス型の議院内閣制とアメリカ型の大統領制に共通の政党システムを「直接民主制」と名づけた。そして「媒介民主制」から「直接民主制」へ、「規律なき多党制」から「規律のある二大ブロック化」へと転換させるために、デュヴェルジェは、大統領の直接選挙による多数代表効果を期待したのである。その主眼は、行政府の長という単一の軸をめぐる選択の強制によって、多党制を「溶解」させることであった。諸政党が両極の政党に引っ張られるのではなく、中間の不動票を求めて中心に引っ張られれば、「永遠の泥沼」から「二大ブロック化」した政党体制ができあがり、安定し規律ある議会多数派が存在可能となるはずであった⁽⁵⁵⁾。

ウェーバーの政治思想とド・ゴールの第五共和制との類似性・関連性を指摘し比較したのは、モムゼンである。しかしモムゼンのカリスマ重視の視点からは、第五共和制におけるド・ゴールのカリスマ性の強調とその後継者問題の困難さの指摘しか出てこない。大統領選挙による新しい政党組織と政党システムの出現という肝心の点は見落とされてしまっている。ド・ゴールは「政党による支配」を打破するために大統領の人民投票を望んだのであるが、その意図せざる結果として、政党を近代化し強化する結果をもたらした。しかしこれこそ、デュヴェルジェが意図し、そしてウェーバーが意図したものであった⁽⁵⁶⁾。

「指導者民主制」と「指導者なき民主制」という対の理念型は未完成であったが、これを「政党システム論」としてとらえてみると、民主制の類型化のための原型とも言うべき多産な概念であった。ウェーバーが批判し、ケルゼンが擁護した「指導者なき民主制」は、後にA・レイプハルトによって「多極共存型デモクラシー」として概念化され、再評価された。スイス、オランダ、ベルギー等を素材として、言語・宗教・民族などの多様性を統治構造に意識的に並存させるデモクラシーである。一方「政党指導者制」としての「指導者民主制」は、「ウエストミンスター・モデ

ル」⁽⁵⁷⁾として概念化されている。

ウェーバーの「指導者民主制」とシュミットの「大統領独裁」とを思想的に関係づけようとするモムゼンの主張は、ウェーバーの「反政党主義」の態度を強調した上での解釈である。もちろんウェーバーは、ドイツの現状の政党システムを手厳しく批判した。しかしそれは将来に向けて政党システムを機能させるための建設的批判であり、シュミットのように政党システムそのものを否定することではなかった。ウェーバーの「指導者民主制」か「指導者なき民主制」かという選択肢は、シュミットのように「政党なき民主制」か「名望家政党による多党制」かという選択ではない。そうではなく「大衆政党による二大政党制」か「名望家政党による多党制」か、という政党システム間の選択であった。

ウェーバーは、当時の知識人としては、政党の不可欠性を認識し、そこから政党システムを擁護した稀な存在であった。ウェーバーの複雑な政治制度改革論も、「政党指導者制」=大衆政党による二大政党制の政党システムを、いかに実現し機能させるか、この一点をめぐって展開していると言っても過言ではない。「連邦参議院の議会化」も「半大統領制」も、そのために適合的な手段にすぎなかったのである。

注

- (1) Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die Deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., 1974. 安・五十嵐・田中・小林・牧野訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890~1920』I・II (未来社 1993年・1994年)。以下『ドイツ政治』として引用。; Karl Loewenstein, Max Webers staatspolitische Auffassungen in der Sicht unserer Zeit, 1965. 得永新太郎訳『マックス・ウェーバーと現代政治』(未来社 1967年)。論争については、以下を参照。山口 定「マックス・ウェーバーと指導者民主主義」思想 No. 472 (1963年 10月号); Jürgen Kocka, Kontroversen über Max Weber, in: Neue Politische Literature, Heft 3. 1976 住谷・小林訳『マックス・ヴェーバー』(未来社 1979年)。最近のウェーバー政治論の研究につ

- いては、以下を参照。柳生圀近『エートスとクラートス』（創文社1992年）；牧野雅彦『ウェーバーの政治理論』（日本評論社1993年）；佐野 誠『ウェーバーとナチズムの間』（名古屋大学出版会1993年）；雀部幸隆『ウェーバーとワイマール—政治思想史的考察—』（ミネルヴァ書房2001年）。
- (2) それゆえにモムゼンは、ド・ゴール後に、その体制の人民投票的可能性を利用する適任の人物を、その時々確保することができるか、と疑問を呈しているのである。（『ドイツ政治』729頁）こうしたド・ゴールの「カリスマ的権力」に立脚した解釈に対し、第五共和制の政治システムの強さが、ド・ゴールの「カリスマ」にあるのではなく、新しい形の政党の出現にあることを、初めて実証的に指摘したのは、Jean Chalot, *Le Phénomène Gaulliste*, 1970. 野地孝一訳『保守支配の構造』（みすず書房1976年）である。
 - (3) 大統領選挙が硬い二党制の欠けているところでの「一般化される解決方法」である、という観点からすれば、ウェーバーの議会主義から大統領制への政治思想の「飛躍」あるいは「変心」といわれるものが、実は「矛盾しないばかりか連続線上にあった」と正当に指摘したのは、フランス憲法学者の樋口陽一氏であった。樋口陽一『議会制の構造と動態』（木鐸社1973年）99頁注37。既に1970年代に樋口氏は、ウェーバーの政治論研究にとって重大となる指摘をされたが、私が調べた限りでは、ウェーバー研究者から注目された形跡はない。本稿は、この樋口氏の指摘から多大のヒントを得て成立したと言っても過言ではない。ここに記して感謝申し上げる次第である。
 - (4) R・レズロープおよびH・プロイスの憲法思想については、小林昭三『ワイマール大統領論研究所説』（成文堂1964年）を参照されたい。Robert Redslob, *Die parlamentarische Regierung in ihrer wahren und in ihrer unechten Form*, 1918. p. 1, 178.
 - (5) Hugo Preuß, *Denkschrift zum Entwurf des Allgemeinen Teils der Reichsverfassung vom 3. 1. 1919*, in: *Staat, Recht und Freiheit*, 1926. p. 387.
 - (6) いわゆる「代替皇帝」論である。小林昭三『ワイマール共和国の成立』（成文堂1970年）66頁、82頁。
 - (7) 樋口、『議会制の構造と動態』13頁注2。
 - (8) Ernst Fraenkel, *Die repräsentative und die plebiszitäre Komponente im demokratischen Verfassungsstaat*, 1958. p. 49.
 - (9) Maw Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., 1976. 世良晃志郎訳『支配の諸類型』（創文社1970年）138頁以下。

- (10) Max Weber, *Politik als Beruf*, 1919, in: *Gesammelte Politische Schriften*, 3. Aufl., 1971. (以下 GPS と略). 「職業としての政治」『政治論集 2』580 頁. 以下「職業としての政治」として引用.
- (11) David Beetham, *Max Weber and the Theory of Modern Politics*, 1974. 住谷・小林訳『マックス・ヴェーバーと近代政治理論』(未来社 1988 年) 315 頁以下.
- (12) Giovanni Sartori, *Parties and Party Systems*, Vol. 1, 1976. 岡沢・川野訳『現代政党学 I』(早稲田大学出版部 1980 年) 42 頁以下.
- (13) 『支配の諸類型』160 頁.
- (14) 樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』(創文社 1977 年) 203 頁.
- (15) Max Weber, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland*, 1917. in: GPS. 「新秩序ドイツの議会と政府」『政治論集 2』419 頁. 以下「議会と政府」として引用.
- (16) 『支配の諸類型』195 頁.
- (17) 「職業としての政治」588 頁以下. なおウェーバーは、政党の大衆化、マシーン化を合衆国全体に拡大して述べているが、実際はせいぜい州止まりであった. E. : Schattschneider, *Party Government*, 1942. 間 登志夫訳『政党政治論』法律文化社 1962 年, 153 頁以下.
- (18) 「職業としての政治」586 頁以下.
- (19) 樋口, 『議会制の構造と動態』27 頁以下.
- (20) 「職業としての政治」において、「指導者民主制」が引き出されて来る文脈に注意されたい. イギリスの政党状況およびアメリカの政党状況から「指導者民主制」が、ドイツの政党状況から「指導者なき民主制」が引き出されている. 「職業としての政治」594 頁.
- (21) 「議会と政府」359 頁, 「職業としての政治」582 頁.
- (22) 「議会と政府」386 頁, 439 頁.
- (23) 「議会と政府」437 頁, 439-40 頁.
- (24) 『支配の諸類型』181-2 頁. Juan J. Linz, *Crisis, Breakdown, and Re-equilibration*, 1978. 内山秀夫訳『民主体制の崩壊』(岩波現代選書 1982 年) 141 頁以下. なお, ウェーバーの「カリスマ的支配」概念をナチ体制に適用した試みは以下を参照. Ian Kershaw, *The Hitler Myth Image and Reality in the Third Reich*, 1987. 柴田敬二訳『ヒトラー神話—第三帝国の虚像と実像—』(刀水書房 1993 年); Ian Kershaw, *Hitler*, 1991. 石田勇治訳『ヒトラー 権力の本質』(白水社 1999 年).
- (25) 「議会と政府」418 頁以下.

- (26) 第二帝政の憲法については、清宮四郎「ドイツ憲法の発展と特質」『国家作用の理論』（有斐閣1968年）326頁以下を参照。
- (27) 「議会と政府」465頁。
- (28) 「連邦参議院の議会化」の解説については、上山安敏『憲法社会史』（日本評論社1977年）298頁以下を参照。
- (29) 「議会と政府」466頁。
- (30) 「職業としての政治」589頁以下。
- (31) Maurice Duverger, *A New Political System Model: Semi-Presidential Government in: Arend Lijphart ed., Parliamentary Versus Presidential Government*, 1992. p. 142. なお「半大統領制」については以下も参照されたい。白鳥令編『政治制度論 議院内閣制と大統領制』葦書房1999年；Giovanni Sartori, *Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, 2. ed., 1996. 岡沢・工藤訳『比較政治学—構造・動機・結果』（早稲田大学出版部2000年）；Juan J. Linz and Arturo Valenzuela, eds., *The Failure of Presidential Democracy: Comparative Perspectives*, 1994. 中道寿一訳『大統領制民主主義の失敗 理論編：その比較研究』（南窓社2003年）。
- (32) *Ibid.*, pp. 148–9.; Werner Kaltefleiter, *Die Funktionen des Staatsoberhauptes in der parlamentarischen Demokratie*, 1970. pp. 185.
- (33) ウェーバーの政治思想における「連邦主義」の意義を強調したのは他ならぬ、モムゼンである（『ドイツ政治』15頁）。ところが「連邦主義」、「連邦参議院」的解決の論理的結果である「大統領制」の採用を、いつの間にか「反議会主義的傾向」のためであると原因のすりかえを行っている。「…反議会主義的な傾向は、1919年になって初めて、議会が機能不全に陥った事態に直面してから、前面的に出現したのである」（『ドイツ政治』23頁注4, 329頁）。
- (34) 上山安敏『ウェーバーとその社会』（ミネルヴァ書房）1978年233頁以下。
- (35) 第五共和制大統領の実際上の強大な権力は、憲法上の権限にあるのではなく、多数派政党の政党指導者であることに基づいている。Duverger, *op. cit.*, p. 148., Kaltefleiter, *op. cit.*, p. 185.
- (36a) 『ドイツ政治』648頁。
- (36b) 『ドイツ政治』664頁。
- (37) Bruce B. Frye, *Liberal Democrats in the Weimar Republic, The History of the German Democratic Party and the German State Party*, 1985. 関口宏道訳『ヴァイマル共和国における自由民主主義者の群像』（太陽出

版 1987 年) 107 頁以下; 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』(お茶の水書房 1973 年) 342 頁以下; 室 潔『宗教政党と政治改革』(早稲田大学出版部 1977 年) 153 頁以下.

- (38) 『ドイツ政治』 552 頁.
- (39) 樋口, 『議会制の構造と動態』 27 頁, 100 頁.
- (40) Maw Weber, Deutschlands küftige Staatsform, 1918, in: GPS. 「ドイツ将来の国家形態」『政治論集 2』 518 頁.; Maw Weber, Der Reichspräsident, 1919, in: GPS. 「大統領」『政治論集 2』 552 頁.
- (41) Ezra N. Suleiman, Presidentialism and Political Stability In France in: Juan J. Linz and Arturo Valenzuela, eds., The Failure of Presidential Democracy: Comparative Perspectives, 1994. p. 148.
- (42) 「大統領」 553 頁.
- (43) 「国家形態」 518 頁.
- (44) Maurice Duverger, Les constitutions de la France, 13. ed, 1993. 時本義明訳『フランス憲法史』(みすず書房 1995 年) 165 頁以下.
- (45) サルトーリ『比較政治学』 138 頁.
- (46) H. Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl., 1929. 西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』(岩波書店 1948 年) 108 頁, 51 頁以下. ケルゼンの民主主義観については, 樋口陽一「憲法—議会制論」, 鶴飼・長尾編『ハンス・ケルゼン』(東京大学出版会 1974 年) を参照.
- (47) Carl Schmitt, Der Hüter der Verfassung, 2. Aufl., 1964. pp. 100, 130. シュミットの民主主義観については, を参照. 山下威士『カール・シュミット研究—危機政府と保守革命運動』(南窓社 1986 年), 中道寿一『ワイマルの崩壊と C・シュミット—C・シュミット研究序説』(三嶺書房 1989 年).
- (48) Carl Schmitt, Hugo Preuß. 「フーゴー・プロイス」長尾龍一ほか訳『危機の政治理論』(ダイヤモンド社 1973 年) 168 頁.
- (49) 中道, 前掲書 249 頁. 山下, 前掲書 122 頁.
- (50) Carl Schmitt, Verfassungslehre, 1928. 阿部・村上訳『憲法論』(みすず書房 1974 年) 336 頁.
- (51) Carl Schmitt, Der Gegenwartz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie, 1926. 「議会主義と現代の大衆民主主義との対立」『危機の政治理論』 131 頁. Carl Schmitt, Legalität und Legitimität, 2. Aufl., 1968. 田中・原田訳『合法性と正当性』(未来社 1983 年) 132 頁.
- (52) Kaltefleiter, op. cit., pp. 198.
- (53) Suleiman, op. cit., pp. 154.

- (54) Maurice Duverger, *Introduction a la politique*, 1964. 横田地弘訳『政治学入門』みすず書房1967年86頁. Maurice Duverger, *La Republique des Citoyens*, 1982. 平林・木俣・田代訳『市民の共和国』(三嶺書房1990年)34頁以下. デュヴェルジェの大統領制に対する政治戦略については、樋口陽一『権力・個人・憲法学』(学陽書房1989年)40頁以下、79頁以下を参照されたい.
- (55) 樋口、『議会制の構造と動態』94頁以下.
- (56) 『保守支配の構造』7頁, 本稿注(2)を参照されたい. デュヴェルジェの「媒介民主制」・「直接民主制」の対概念. ウェーバーの「指導者なき民主制」・「指導者民主制」の対概念. 「半大統領制」の重視. 大統領選挙の作用による政党の近代化, 二大ブック化. 両者の概念の類似性を挙げればきりがない. もちろんウェーバー後の世代であるデュヴェルジェの方が, 概念が精緻化されていることは言うまでもない. しかし置かれた状況の把握, そこから克服への道筋の呈示など, 基本的発想の枠組みは同一である. 母国も年代も異なるため両者には直接の師弟関係はないはずであるが, 発想の枠組みが同一なのは, 両者の政治思想そのものが類似しているからであろう.
- (57) Arend Lijphart, *Patterns of Democracy Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, 1999. pp. 9, 31.